

## 経営会議の内容

件名	民間保育所運営費補助金制度の見直しについて
所管部	こども部
日時・場所	平成27年3月17日（火）13:00～13:35 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、議会事務局長、保育家庭課長
提出理由	子ども・子育て支援新制度の開始により、民間保育所への法定給付が保育所運営費負担金から施設型給付費に変更されることを受け、民間保育所運営費補助金制度を見直し、継続していくにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度の開始時には、国から施設へ交付される額がこれまでよりも増えるため、神奈川県は市町村との協調補助制度を見直す予定とのことだが、これは時限的な措置なのか。              （所管部）待機児童の解消など、喫緊の課題に対応するものについては、平成27年度から28年度までの時限的な措置として新たに補助メニュー化される。その他は、特に期限が示されていない。ただ、消費税率の引き上げなどによって公定価格が変動した際には、その額を踏まえて適宜、制度の見直しを行うというのが県のスタンスである。</li> <li>・保育所入所児童の健康管理の充実に向け、協調補助制度に看護師等の雇用経費支援が新たなメニューとして追加されるとのことだが、看護師の他に補助対象となる資格職の想定はあるか。              （所管部）保健師も補助対象として想定している。</li> <li>・補助金の支給にあたり、施設の運営状況はどのように確認するのか。              （所管部）補助金交付申請に基づいて支給するものであるが、運営状況については、各施設から提出される実績報告により確認している。</li> <li>・平成27年4月から新制度が始まるにも関わらず、この時期になってようやく制度の全貌が明らかにされた。各施設から不安の声などは挙がっていなかったか。              （所管部）国の施設型給付費については、国から仮単価が示されていたので、施設はある程度の試算ができていたものと認識している。また、県も助成制度の見直しにあたり、各施設を対象とした説明会を開催している。本市でも助成内容の変更点について、経営会議後、3月中旬に説明会を開催し、施設側が不安を抱くことのないよう、対応していきたい。</li> <li>・今回の県の見直しでは、新制度への移行によって、公費助成額が減少する施設に対し、減額分を支援するメニューが創設されるとのことだが、待機児童対策等に関して積極的に協力しない施設でも、他の施設と同等に助成されるということか。              （所管部）平成26年度と27年度の公費の給付水準による比較で、給付総額が減額となる場合に、助成を受けられる仕組みではあるものの、待機児童対策等を何も実施しなければ、その分については、他の施設と比べて助成額が少なくなる。</li> </ul>
会議結果	案のとおり、進めていく。